

第1期 鷹栖町地域福祉計画

2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）

誰もがつながり、安心、健康で
「幸せ」に暮らせる 『あったかす』なまち



2020年（令和2年）3月
鷹 栖 町

目次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の経過	3
第2章 鷹栖町の地域福祉の現状	7
第3章 お互い様づくり行動計画の評価・まとめ	
1. 相談窓口の体制整備・強化	20
2. 見守り活動の体制整備・強化	21
3. 居場所づくり	22
4. 買い物支援	23
5. 権利擁護の推進・充実	24
第4章 基本理念と基本目標	
1. 基本理念	25
2. 基本目標	25
3. 計画の体系図	27
第5章 取り組むべき施策の内容	
基本目標1：誰もがつながり支え合いのできるまち	29
基本目標2：誰もが安心して暮らすことのできるまち	34
基本目標3：誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち	40
第6章 計画の推進	43
【資料】	
1. 第1期地域福祉計画検討会 委員名簿	44
2. 地域福祉計画検討会設置規則	44
3. 第1期地域福祉計画検討会 開催実績	46
4. パブリックコメントの実施結果	46

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉増進の理念や方針を明確に示すものであり、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるものです。

社会における少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化など、近年の社会情勢が著しく変化する中で、地域の課題はますます多様化し、複雑化しています。これらの課題を、既存の福祉制度だけですべて解決することは困難であり、行政だけではなく、地域や民間も連携・協力して、地域の課題に対応した取り組みを進めていく必要があります。

鷹栖町では、平成26年に策定した「お互い様づくり行動計画」に基づき、「相談体制の整備強化」、「見守り体制の整備強化」、「居場所づくり」、「買い物支援」、「権利擁護の推進」の5本柱を重点施策として取り組みを進めてきました。

お互い様づくり行動計画に基づいた取り組みの成果として、重点施策における基盤が整備されたとともに、地域が主体となって、地域の課題を解決する新たな取り組みも生まれました。そうした取り組みや動きをより推進するために、そこから紡ぎ出された地域福祉に対する理念や方針を示すとともに、活動を見える化し、共有することが今後は必要になってきます。

さらには、そうした活動を支えるための担い手やコーディネーター等の人づくりはもちろんのこと、地域住民やNPO（非営利活動団体）、民間団体、民間事業者、行政等がそれぞれの枠を越えて地域の課題に向き合う、強固なネットワークの構築が重要となります。

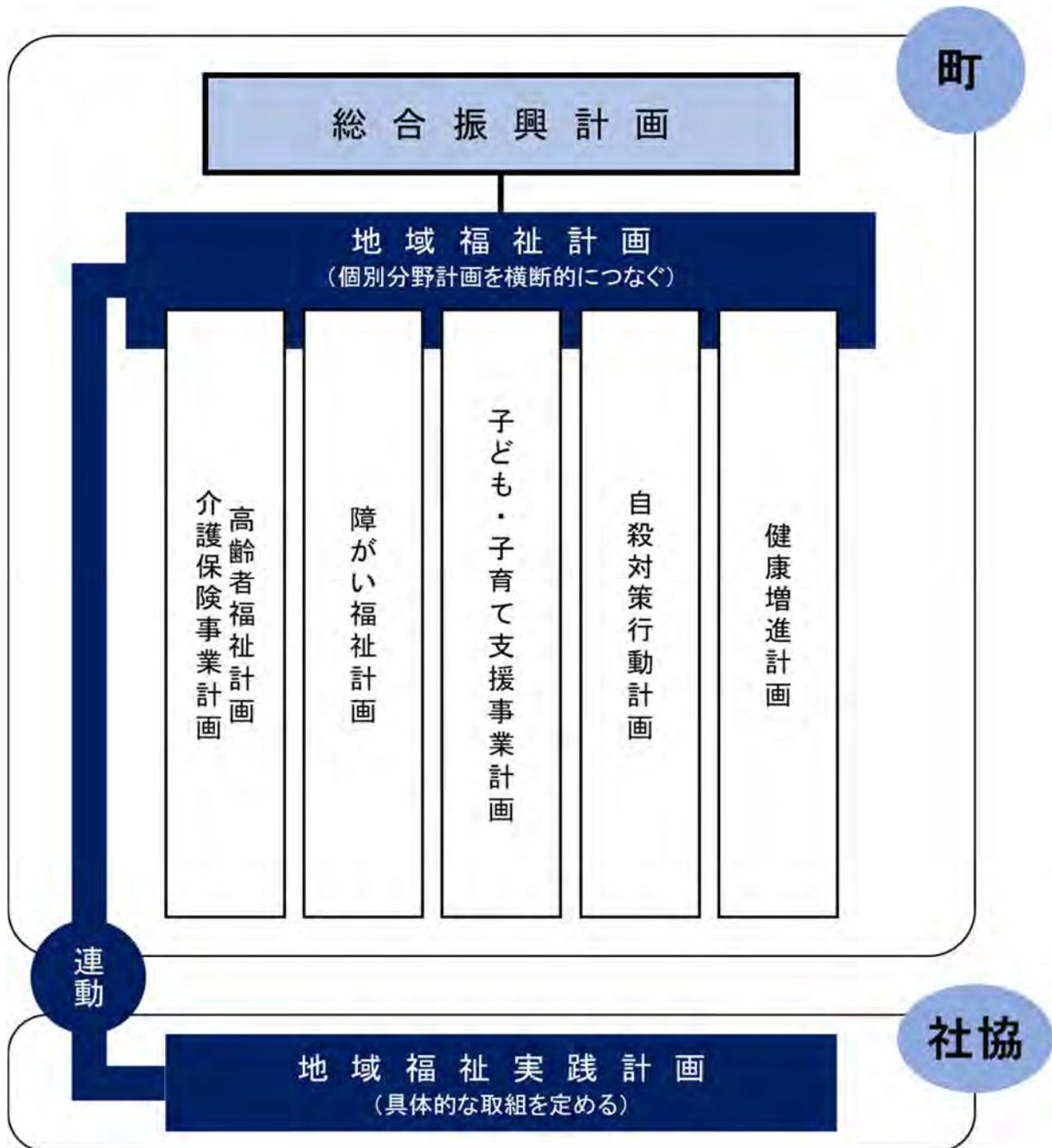
第1期鷹栖町地域福祉計画は、こうした現状の中で、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進していくための新たな指針となるものです。そのため、計画の策定に当たっては、地域住民や関係団体等の意見や意向を把握し、地域福祉の取り組みの現状や課題を明らかにした上で、それらに対する解決策について明示し、「地域共生社会*の実現」を目指しています。

*地域共生社会：制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会の創るという考え方。

2. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定する市町村地域福祉計画として位置づけられています。まちづくりの基本方針である「鷹栖町総合振興計画」を最上位の計画とし、保健福祉に関する各分野別の計画を横断的につなげることで、地域福祉における共通課題に対する方向性や施策を示していきます。

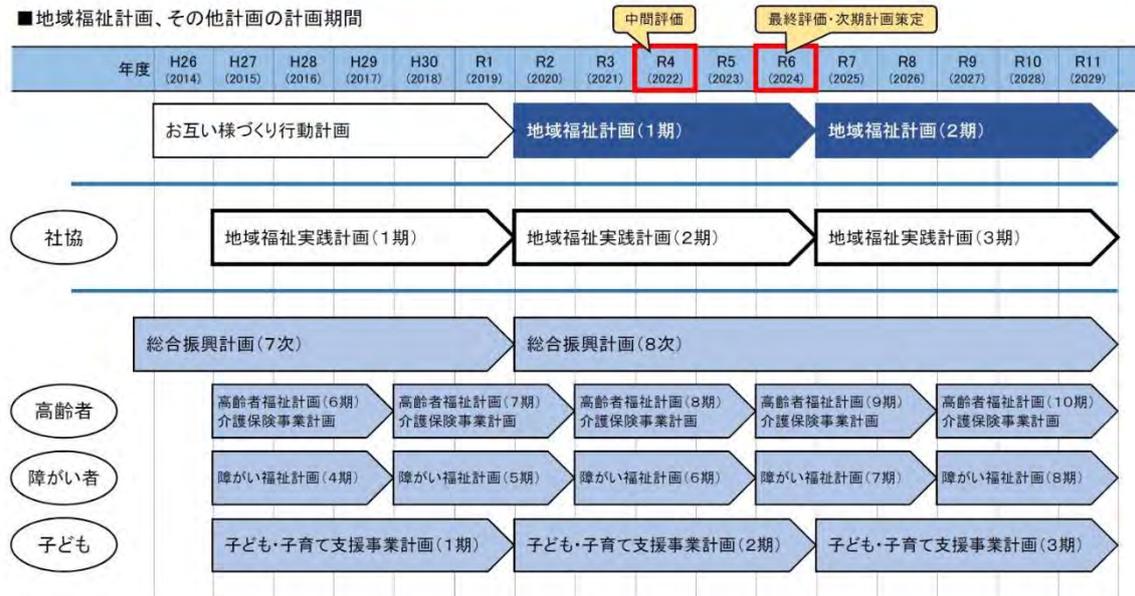
また、鷹栖町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とも連動した計画を策定することにより、地域福祉の方向性を共有し、『地域福祉の推進』を図ります。



3. 計画の期間

計画期間は2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5箇年とします。なお、計画の中間年に当たる2022年度（令和4年度）及び次期計画策定年度に当たる2024年度（令和6年度）には評価検証を行い、必要に応じて見直しを図ります。

■地域福祉計画、その他計画の計画期間



4. 計画策定の経過

計画の策定にあたって、鷹栖町社会福祉協議会と共同でアンケート調査及び住民座談会「しゃべろう会」を実施し、広く意見をいただきました。

(1) アンケート調査

分類	全世帯版	中学生版
調査地域	鷹栖町全域	鷹栖町全域
調査対象	鷹栖町に居住する広報配布世帯及び 広報未配布世帯のうち居住把握世帯	令和元年6月17日現在において鷹 栖中学校に在籍している生徒
調査期間	2019年3月5日から3月31日	2019年6月17日から6月28日
配布数	2,511票	242票
回収数	1,829票（回収率72.8%）	195票（回収率80.5%）

■アンケート調査集計結果（要旨）■

【全世帯版】

■鷹栖町に住み続けることへの意識

とても思う（38.6%）、まあまあ思う（43.4%）、あまり思わない（8.7%）
まったく思わない（1.1%）

■地域における付き合い

親しい付き合い（27.2%）、立ち話程度（39.3%）、あいさつ程度（31.9%）

■町内会活動・地域の行事への参加状況

積極的に参加（16.3%）、ときどき参加（55.3%）、参加してない（28.4%）

■ボランティア活動への参加状況

している（25.6%）、していたことがある（28.5%）、したことがない（45.9%）

■生活上の悩みや不安

老後の生活（68.2%）、災害が生じた際の生活（34.3%）、家族の健康状態（28.3%）
家族の介護（26.7%）

■住民同士の支え合い活動（できる＋少しならできる）

電話による安否確認（85.7%）、訪問による安否確認（69.9%）、話し相手（67.9%）、
家の掃除洗濯（29.9%）、食事の準備（21.4%）、ゴミ出し（61.4%）、電球交換など（62.0%）、
買い物の代行（48.5%）、外出への付き添い（32.6%）、ペットの世話（23.1%）、
庭や家周りの手入れ（38.1%）、除雪の手伝い（50.5%）、災害時の安否確認等（74.0%）

■組織・団体の認知度

民生委員を知っている（41.4%）、福祉委員を知っている（27.7%）、生活福祉相談センターを知っている（41.7%）

【中学生版】

■鷹栖町への好感度

好き（64.3%）、どちらかというとき好き（20.2%）、どちらでもない（13.5%）
どちらかというとき嫌い（1.0%）、嫌い（1.0%）

■地域での挨拶

得意でしている（47.9%）、苦手だけどしている（47.9%）、苦手ではない（2.1%）
苦手ではないけどしていない（2.1%）

■楽しい場所・落ち着ける場所

自宅（35.1%）、学校（17.2%）、公園（13.0%）、住民センター（9.8%）

■楽しいと感じていること

友達と過ごす（27.3%）、ゲームやスマホ（11.6%）、学校（9.4%）、部活動（9.0%）

■不安に思っていること・困っていること

勉強や進路（48.4%）、部活動（9.7%）、人間関係（9.7%）、その他（32.2%）

■相談相手

友達（34.1%）、父母（24.8%）、先生（18.3%）、家族（13.7%）

(2) 住民座談会「しゃべろう会」

■開催一覧表

開催日	時間	会場	対象地域	参加人数
2019年 9月20日(金)	18:30～	北野地区 住民センター	北野東・北野西・シンフォニー	10
2019年 10月21日(月)	18:30～	中央地区 住民センター	向日葵・第27・北央・豊央・30区	19
2019年 10月23日(水)	18:30～	鷹栖地区 住民センター	鷹栖北・鷹栖南・ハーモニー・大成	13
2019年 10月25日(金)	18:30～	鷹栖地区 住民センター	13区・14区・15・第16・17区・第18区・瑞穂・21区・有明・第23区・共栄・25区	9
2019年 10月30日(水)	18:00～	北斗地区 住民センター	共和・34区・北斗・36区・37・吹上・眞正・知遠別	17
2019年 11月1日(金)	18:00～	北成地区 住民センター	北門・成和・北栄・北維	9
2019年 11月6日(水)	18:30～	北野地区 住民センター	1区・2区・3区・4区農事・5区天満・8区・9区・10区・11区	11

合計 **88名**が参加

■座談会でのテーマ・いただいた意見など

●魅力ある理想の地域像

- ・“おすそわけ”が自然とできるような『結』のある地域
- ・色々な事にチャレンジできるよう助けてくれる人がいて、自分らしさや自分の役割が地域の中にあること
- ・高齢者だけでなく、子どもや若い世代も含めた多世代が交流できる地域
- ・大人が鷹栖に誇りを持ち、子どもへ郷土愛を育むことで誰もが鷹栖が好きになること

●いつまでも今の地域に住み続けるために必要なこと

- ・車が無くても安価で移動できる仕組み
- ・地域内に若い方が移住してくること
- ・気を使わない助け合いの仕組み
- ・近隣住民同士が日頃から顔を合わせ、何かあった時に助け合える関係を作っておくこと

●将来の漠然とした不安を無くすためにあったら良いこと

- ・ 地域のために何かしたいと思っている方が、気軽に参加できて多少のお金も得られるような仕組み
- ・ 直接情報を伝えてくれる人や状態を見に来てくれる人など、定期的に訪問してくれる人の存在
- ・ この人に言えば安心という人の存在
- ・ 自分に合った健康を維持するための仕組み
- ・ 若い人とおしゃべり、送迎付きの集いの場

●今の住まいに住み続けるのではなく、転居を選択した理由

- ・ 子どもや孫に迷惑をかけたくない
- ・ 年齢を重ねるとお互いに助け合っても出来ないことが増えてくるから
- ・ 運転や除雪が出来なくなったらここには住めないと思っている
- ・ 周りの人や親しい友人がいなくなると、住み続けたいとは思えなくなる
- ・ 住宅が老朽化しており、多額の費用をかけて修繕するのは難しい

●なぜ、人は助けてと言いつらいのか

- ・ どこに相談してよいか分からない
- ・ プライバシーが守られるか不安
- ・ プライドがあったり、相手に迷惑をかけてしまうと思うから

●どうしたら助けてと言いやくなるか

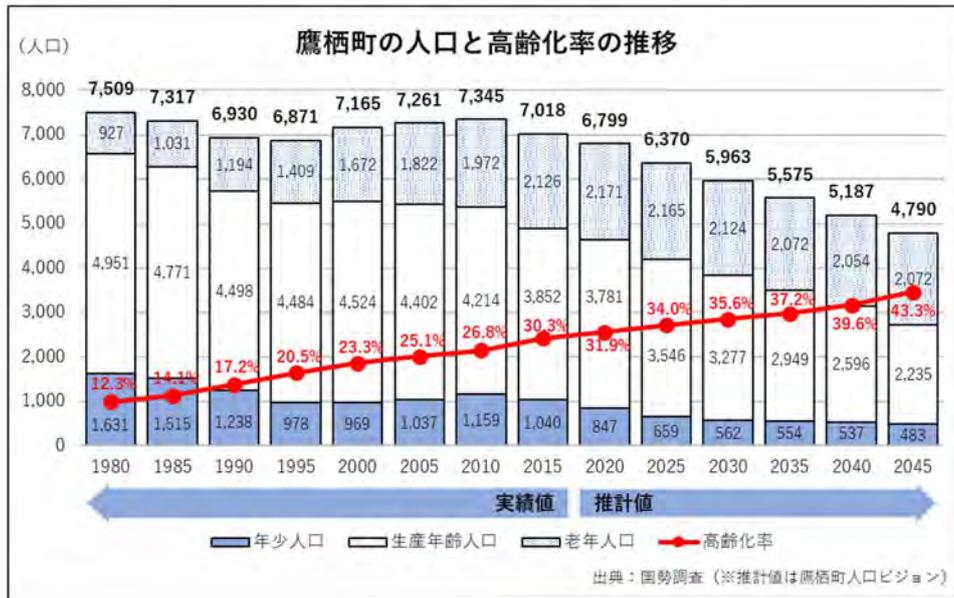
- ・ 相談する場所が分かれば相談しやすくなる
- ・ 公的な機関がしっかり受けてくれるほうがプライバシーが守られる安心感がある
- ・ 相談したときに嫌な思いをしてしまったら二度と相談しようとは思わなくなる
- ・ 信頼して初めて相談できる、信頼関係を構築することが大事
- ・ 助けてと言わなくても、おしゃべりの中から気付くこともあり、日頃のおしゃべりが大切
- ・ 相談しに行くのは勇気が必要
- ・ 助けてもらうにも無料だとお願いしづらいので、安価で助けてくれる仕組みがあると良い



第2章 鷹栖町の地域福祉の現状

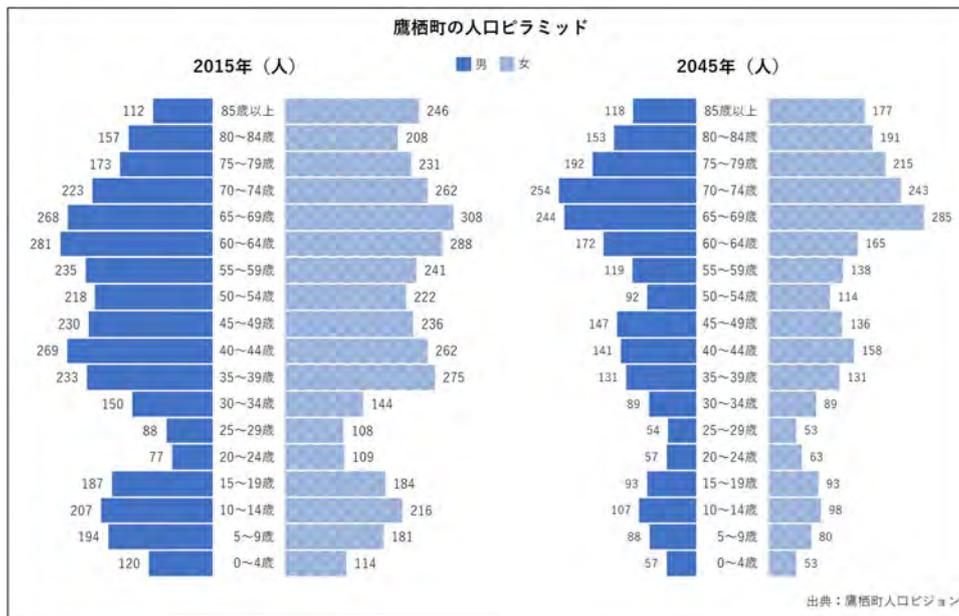
1. 人口と高齢化率

鷹栖町の人口は1980年以降、徐々に減少したのちに微増しましたが、2010年以降は減少の一途を辿っています。鷹栖町人口ビジョンによる推計値では2045年までに30%減少（対2020年比）するものと推計されています。一方で高齢化率は、上昇が止まることなく2045年まで続くと推計されています。



2. 人口ピラミッド

2015年においては、20歳代が括れるつぼ型のかたちとなっていますが、2045年の推計では先述の括れた年代の子世代も同様に出生数が少なくなっています。



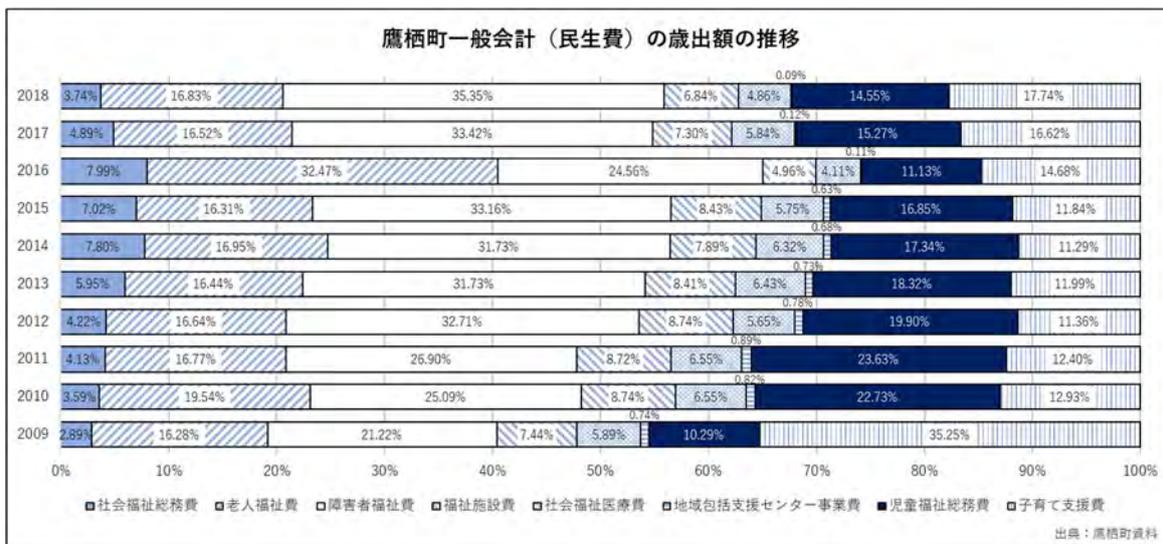
3. 人口動態

2013年に5人、2018年に2人の社会増が認められた以外は、社会増減・自然増減ともに減少しています。



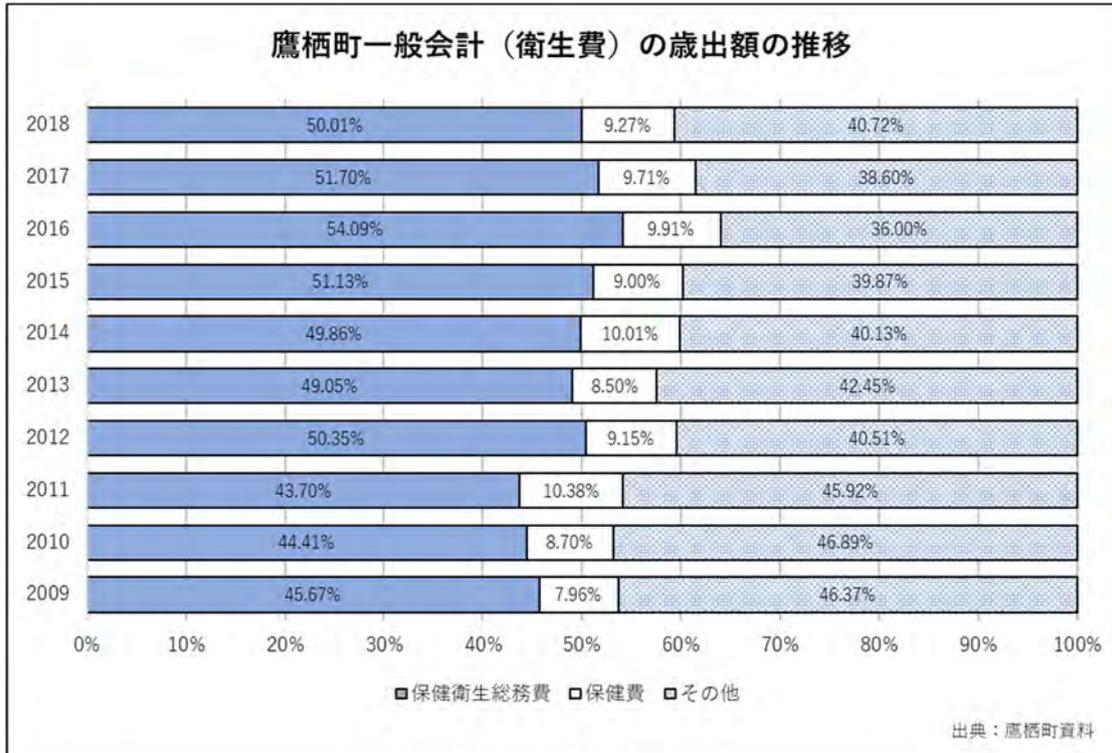
4. 一般会計 (民生費歳出)

一般会計の歳出額は年々増加している中で、特に障害者福祉費と子育て支援費の占める割合が増加しています (2009年の子育て支援費、2016年の老人福祉費が極端に増額した理由としては、施設建設に対する費用によるものです)。



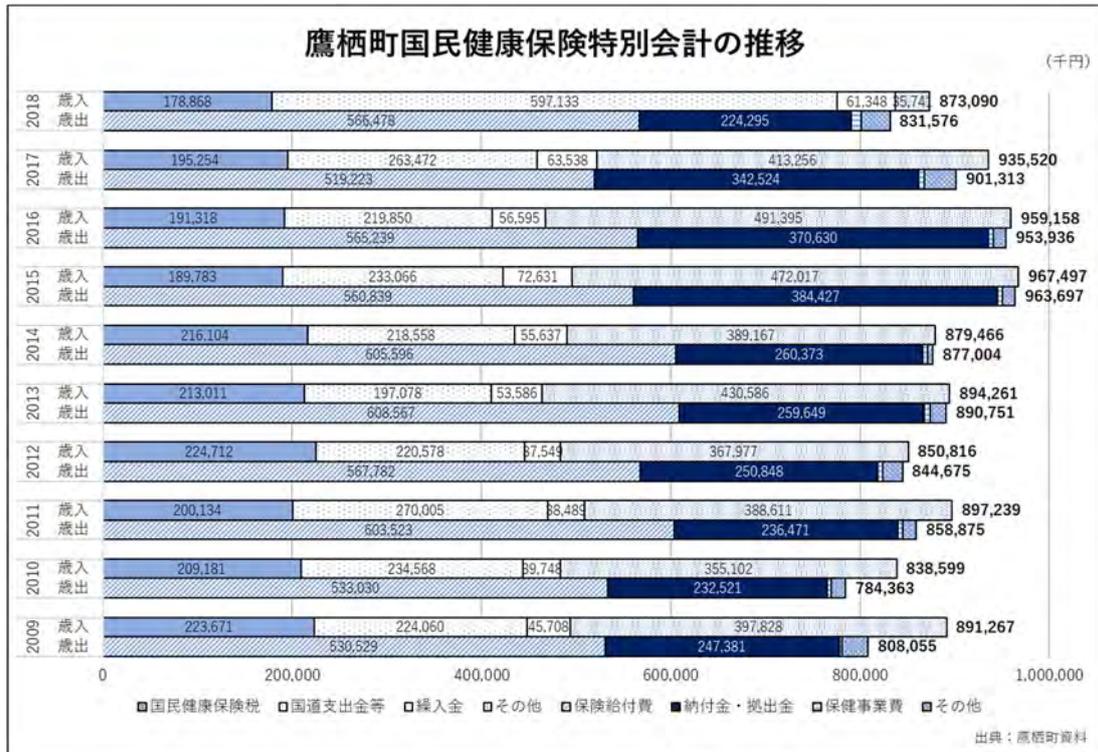
5. 一般会計（衛生費歳出）

一般会計の衛生費総額に対し、保健衛生総務費が占める割合が増加傾向にあります。



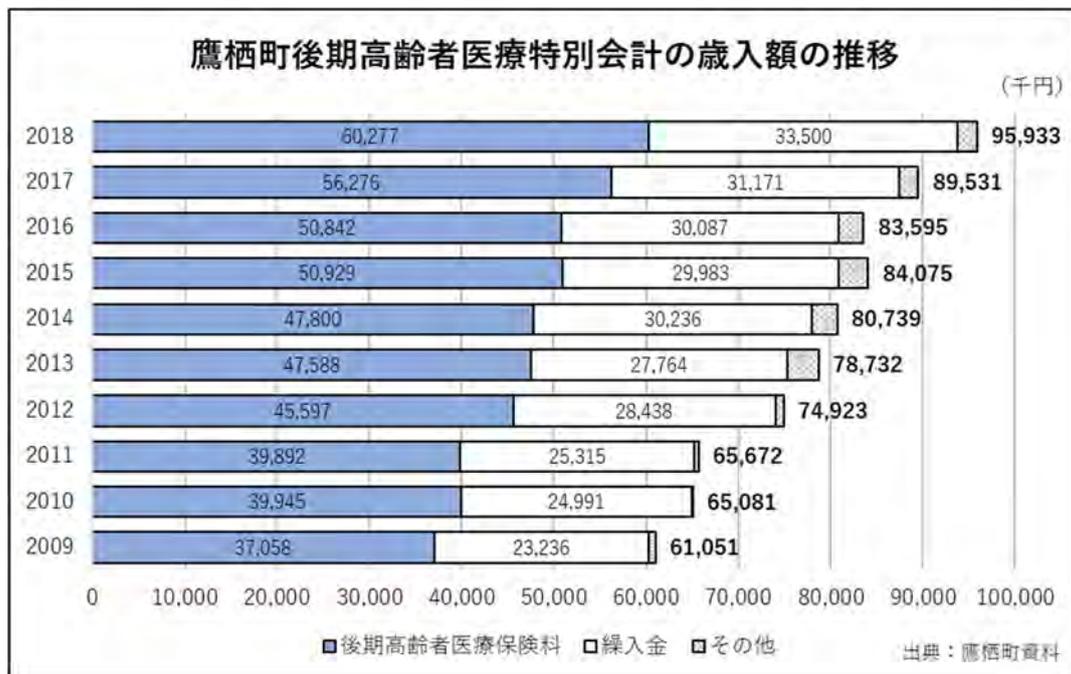
6. 特別会計（国民健康保険）

国民健康保険は歳入・歳入ともに2015年をピークに減少してきています。



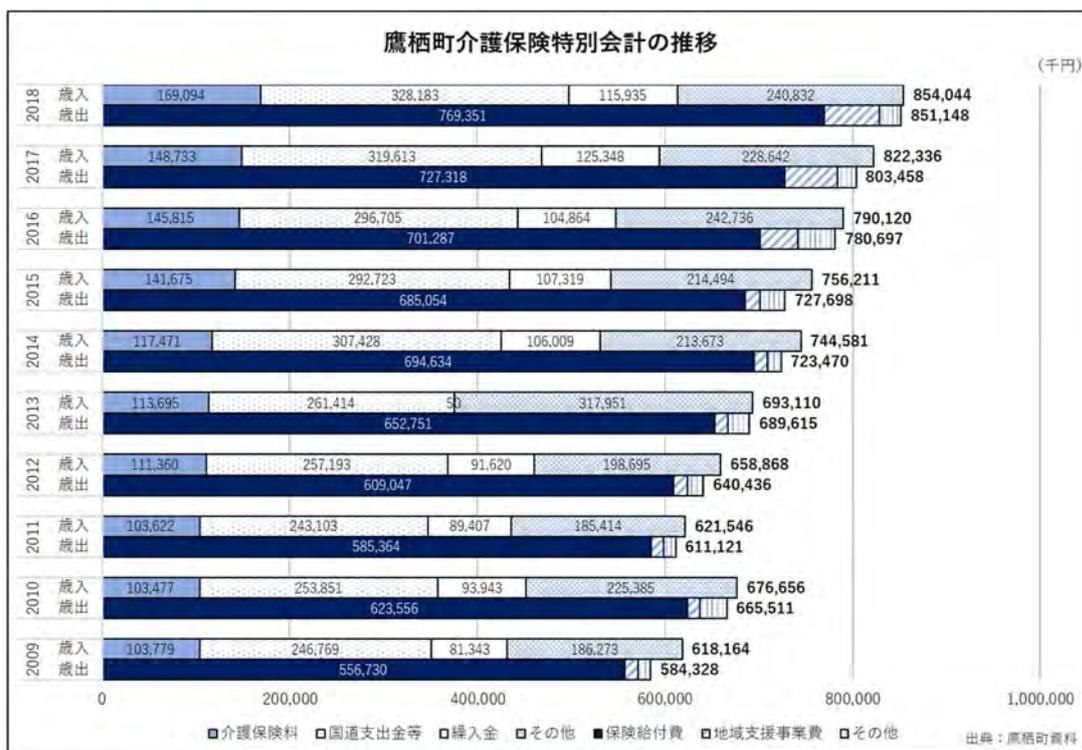
7. 特別会計（後期高齢者医療歳入）

後期高齢者医療特別会計の歳入額は年々増加しています。そのうち約6割が保険料により賄われています。



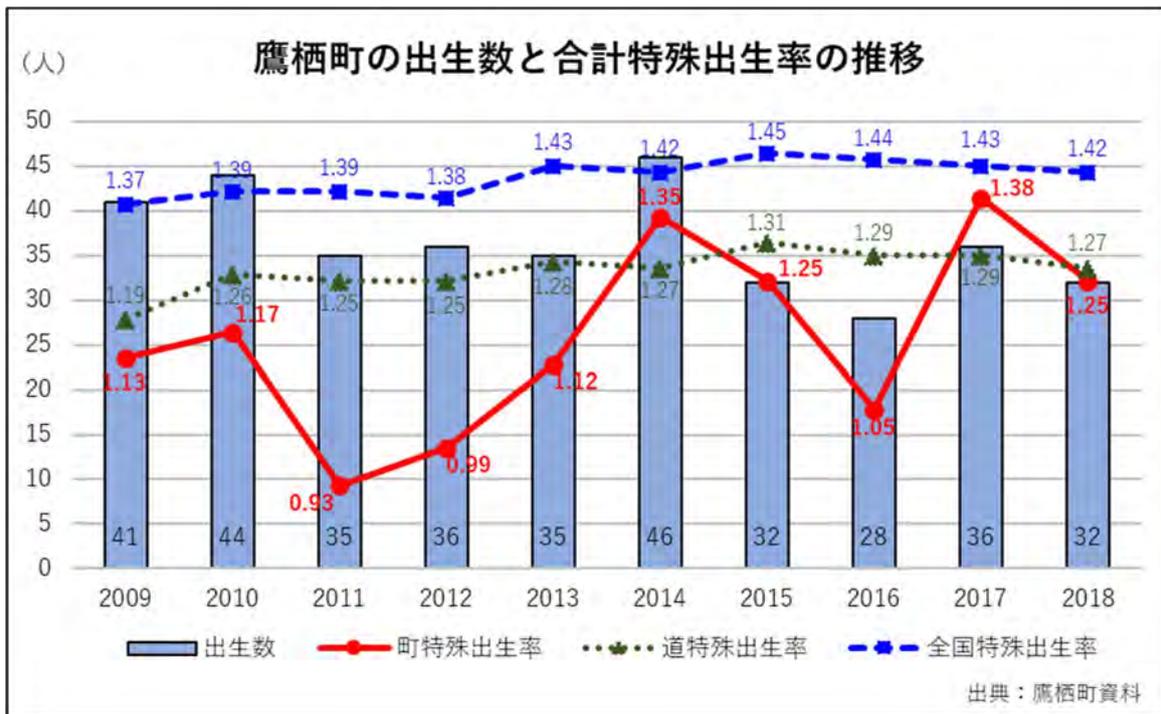
8. 特別会計（介護保険）

介護保険特別会計は歳入・歳出ともに2011年以降は増加の一途を辿っています。給付費の増加に伴い、介護保険料や一般会計からの繰入金も増加傾向にあり、今後も増加で推移していくものと考えられます。



9. 出生数と合計特殊出生率

出生数について 2011年以降は年間30名前後で経過しています。一方で町の合計特殊出生率は年によってバラツキが見られますが、2011年～2012年を除き、1.00以上で推移しています。



10. 世帯数と世帯当たりの人数

世帯数は緩やかな増加傾向にありましたが、2014年をピークに 2015年以降は減少傾向にあります。世帯当たりの人数については、核家族化が進み下降の一途を辿っています。



11. ひとり親世帯

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭は、2016年を除き、年間60件程度で推移しています。



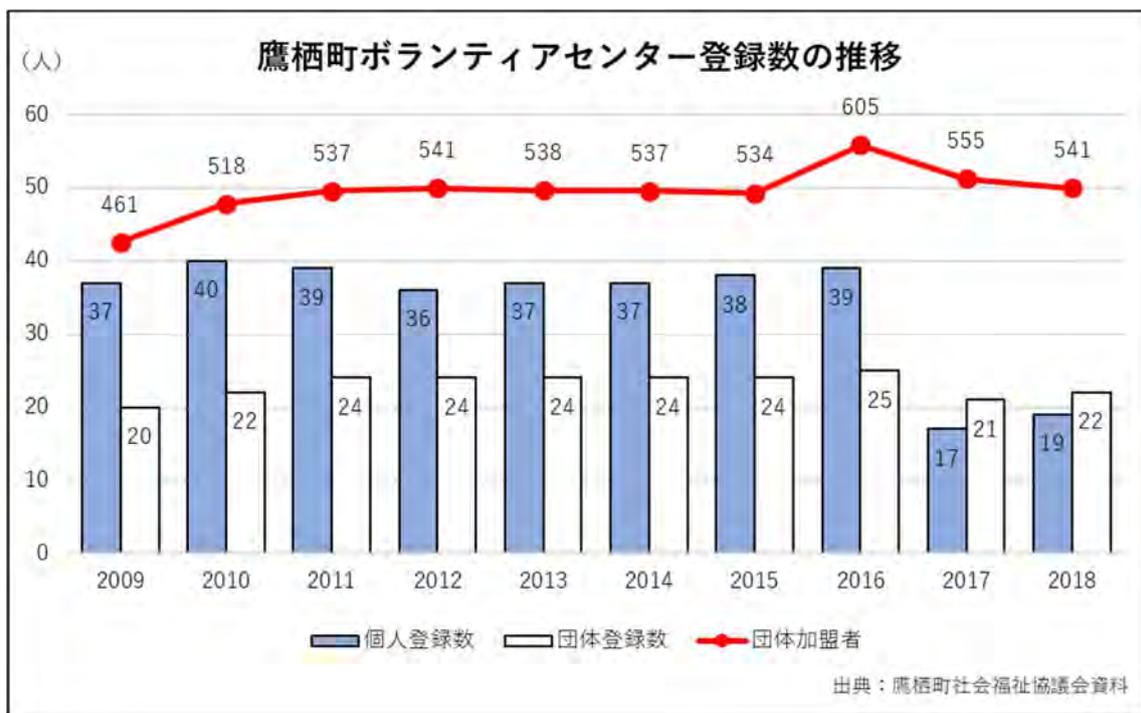
12. 高齢者世帯

町全体の高齢者が増加していることから、高齢者世帯も連動して増加傾向にあります。10年間の推移を見ると、単身高齢者世帯（65歳以上）の増加が顕著で夫婦の高齢者世帯と併せて対策を考えることが必要です。



13. ボランティアセンター登録数

個人登録数は2017年以降減少しています。団体登録数は概ね一定の数で推移しており、団体加盟者においても多少の増減はありますが、540名ほどで維持されています。



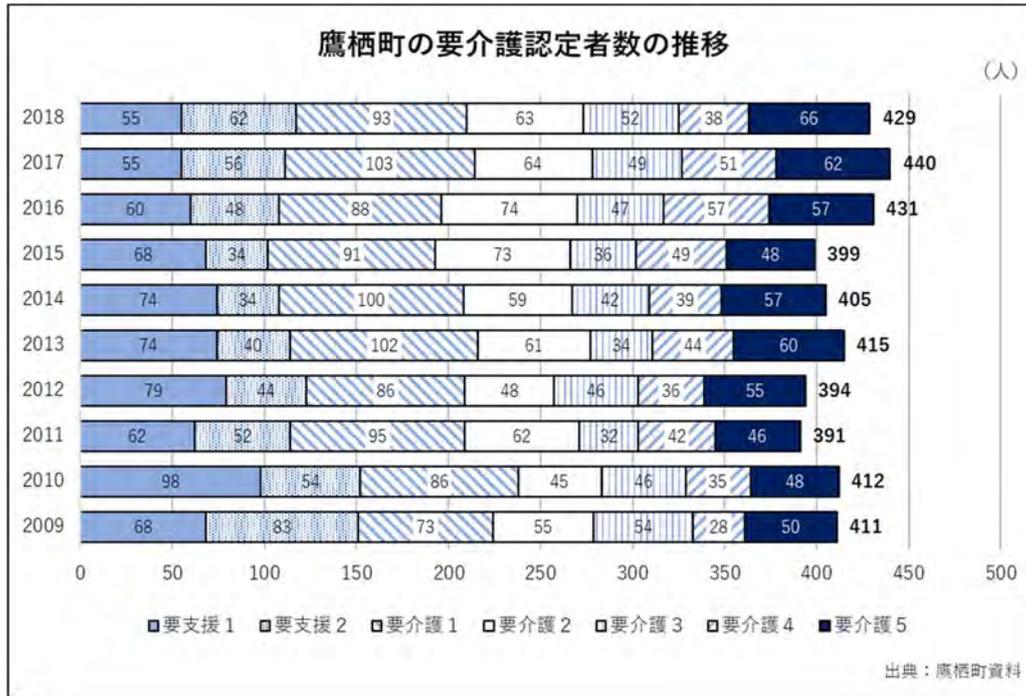
14. 老人会加入状況

高齢者が年々増加しているにも関わらず、老人会の会員数、加入率ともに減少し続けています。



15. 介護保険要介護認定者数

高齢者が増加しているとともに、全国的に平均寿命の延伸が見られる中で、2018年は認定者数が減少していることから、多死社会の突入および介護予防に関する取り組みにより一定の効果ができていると推測されます。



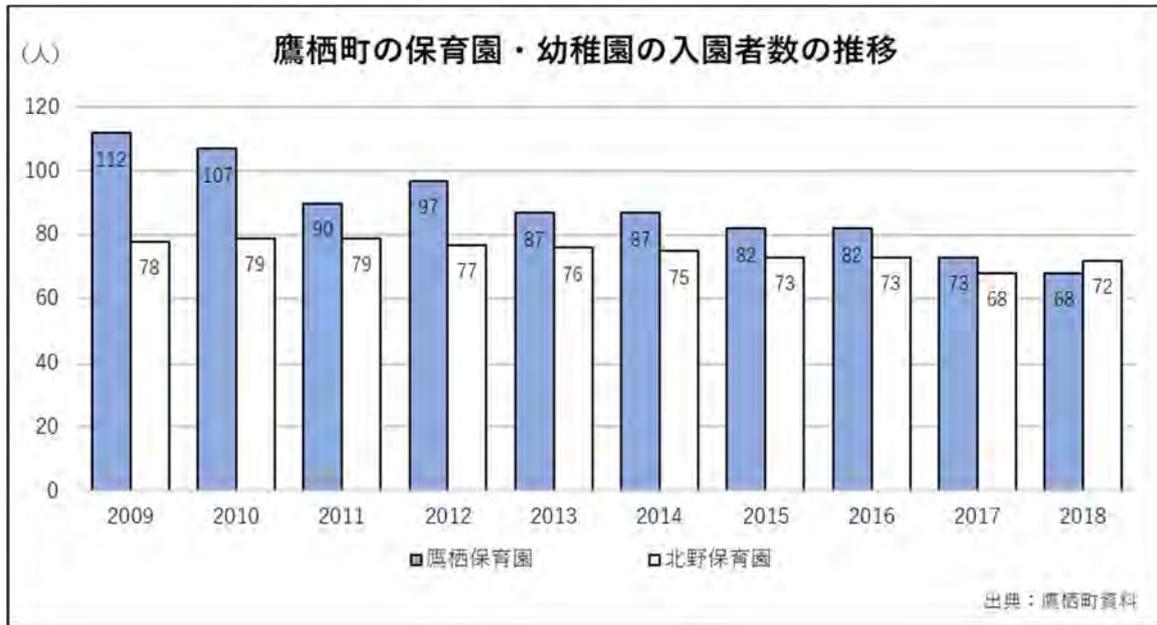
16. 各種障がい者手帳所持者

身体障がい、知的障がい、精神障がいにかかる認定については、2009年以降大幅な増減がなく経過しています。住民の約13人に1人が障がい者手帳を所持していることとなります。



17. 保育園・幼稚園の入園者数

少子化に伴い、保育園・幼稚園等へ入園する子どもの数は減少傾向となっています。特に鷹栖保育園への入園者数の減少は著しく、鷹栖地区における少子化の課題でもあります。



18. 放課後児童クラブ

児童クラブの利用者数は2009年以降、概ね一定数で経過しています。2014年からは北野地区における放課後児童クラブの開設があり、利用者の希望に合わせて選択できる環境が整っています。



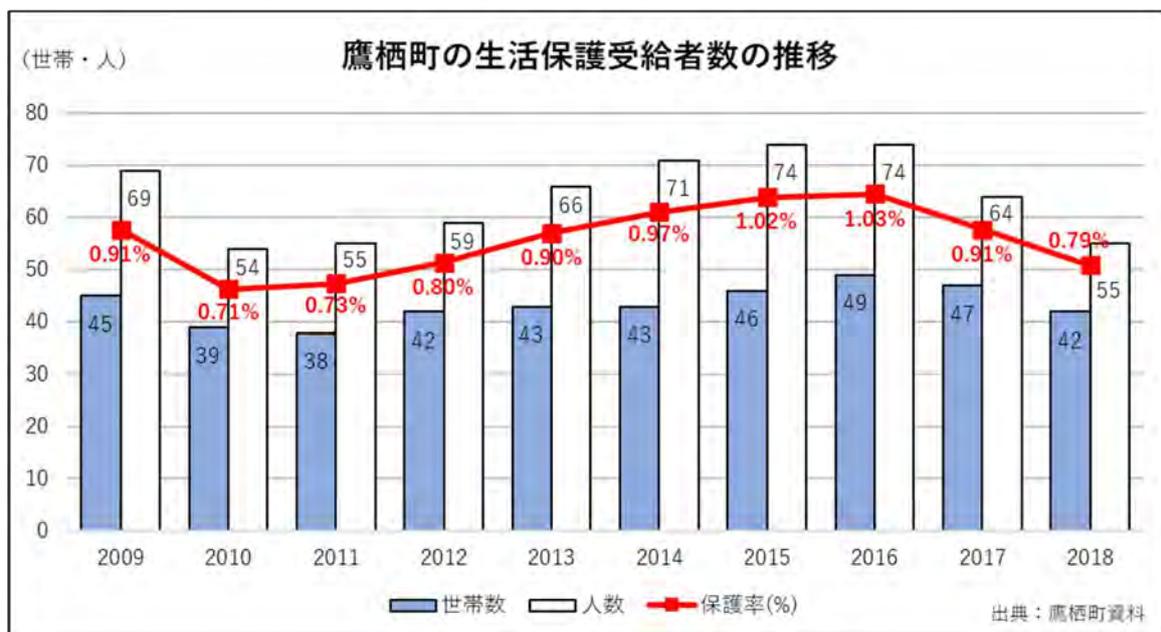
19. 子育て支援センター

センターの利用者数は2015年をピークに減少傾向にあります。原因としては、少子化だけではなく、共働き世帯が増加している中で、保育園への早期入園を希望する人が増えていることも考えられます。



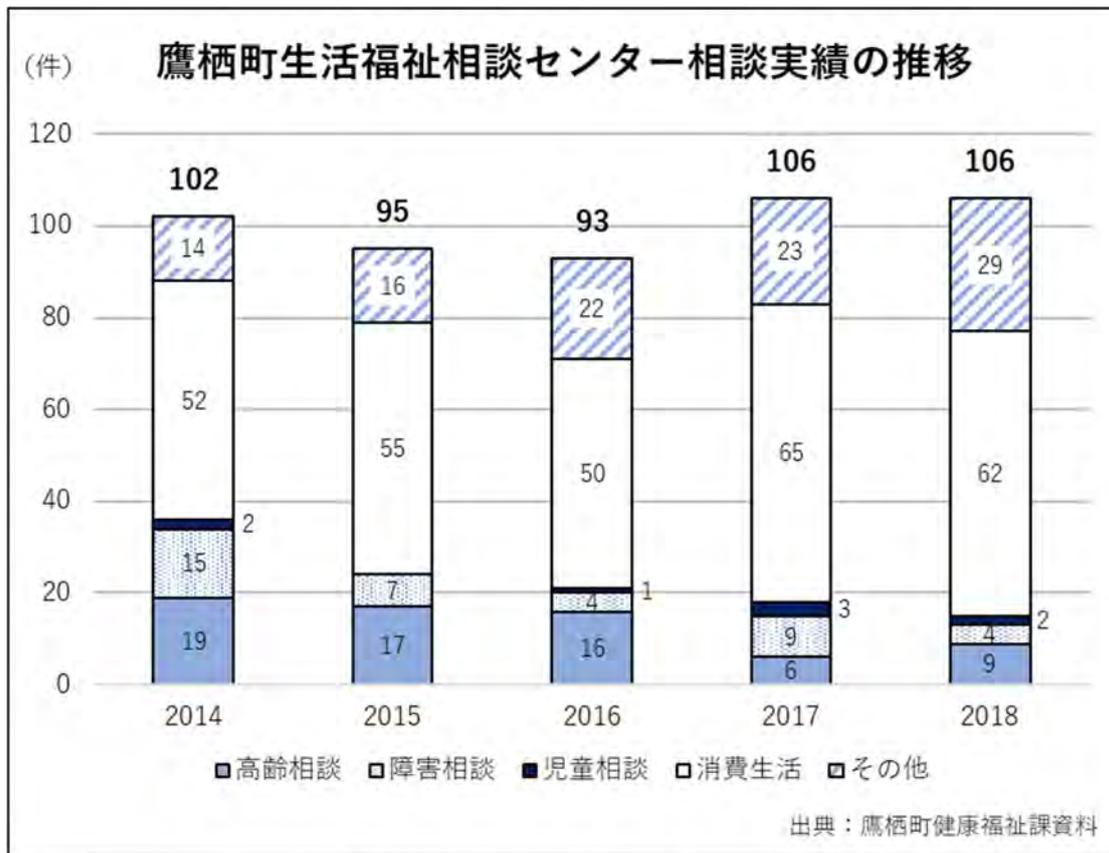
20. 生活保護

生活保護の受給者数は2010年以降増加し続けていましたが、2016年を境に減少しています。2015年度からスタートした生活困窮者自立支援事業により、生活保護に至る前の支援の充実が図られていることも要因の一つだと考えられます。



21. 生活福祉相談センター

総合相談窓口として 2014年の開設以降、ワンストップ窓口として各種相談を受理しています。近年の傾向としては相談種別が複合的に交わり合った相談が増えてきています。



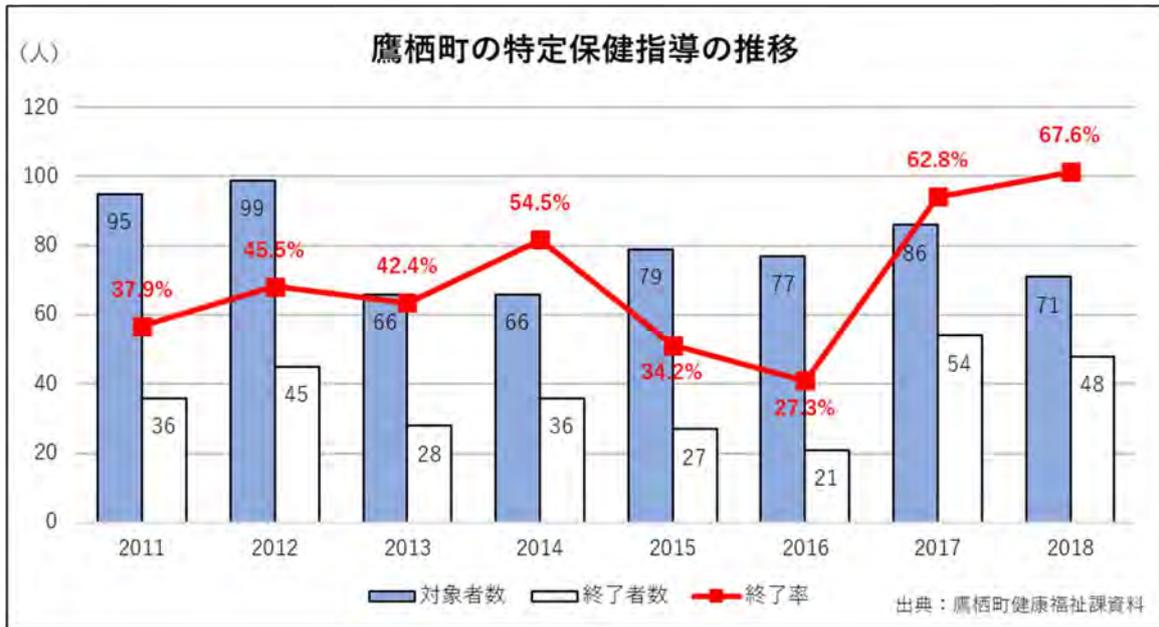
22. 特定健診

特定健診対象者である国民健康保険の加入者は、2013年以降減少しています。一方、受診率は増加傾向で、2018年は55%を超えています。



23. 特定保健指導

特定保健指導の対象者のうち、指導終了者は2017年が54名、2018年が48名と終了率60%を超えています。



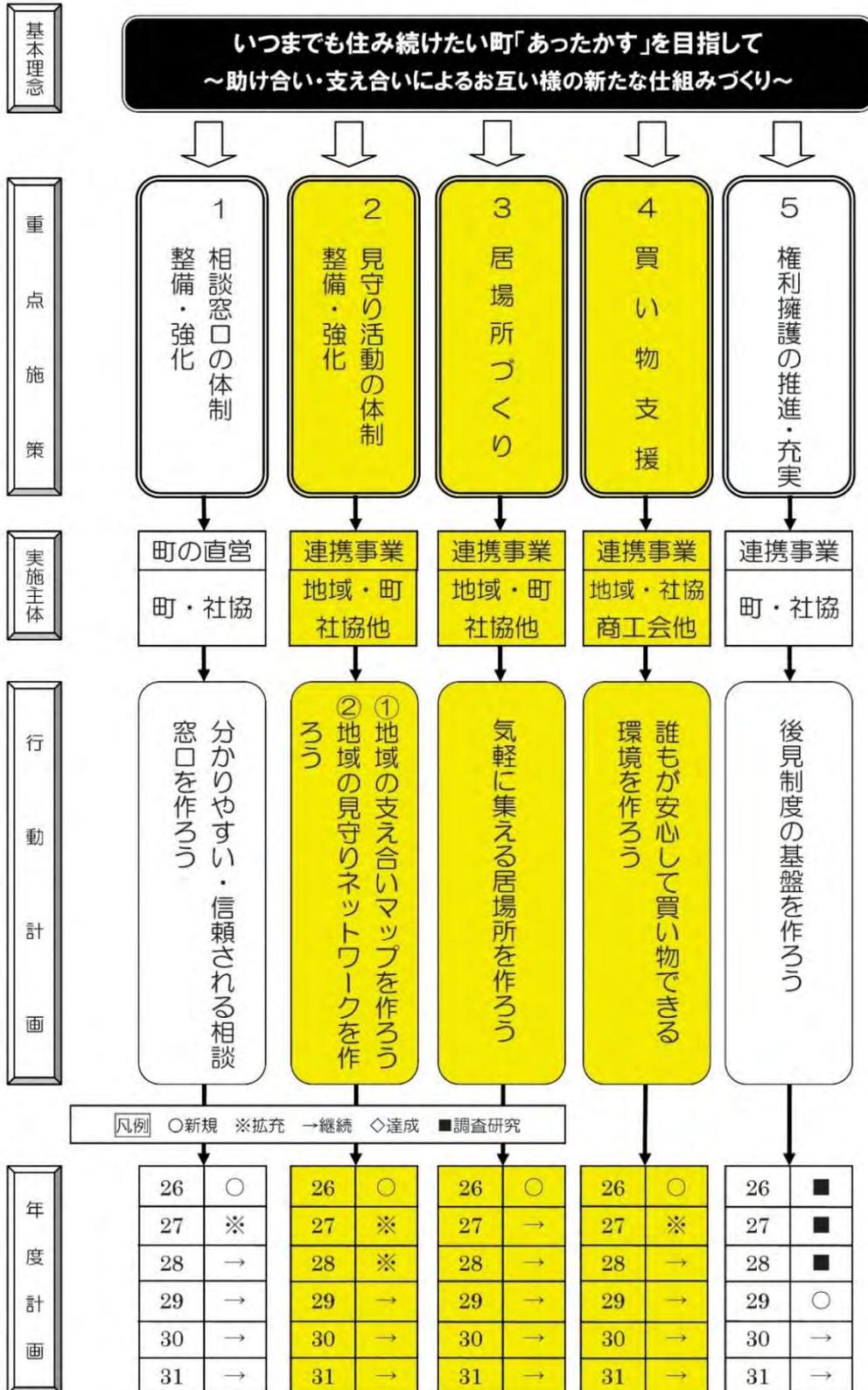
24. 自殺

ごく少数ながらも町内において自殺者が確認されており、自殺予防に対する継続した取り組みが必要です。



第3章 お互い様づくり行動計画の評価・まとめ

■お互い様づくり行動計画の体系図



重点施策	1. 相談窓口の体制整備・強化
行動計画	わかりやすい・信頼される相談窓口づくり
町の役割 (策定当時)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「社会福祉士」を地域包括支援センターに配置する。 ・地域包括支援センターと基幹相談支援センターを統合し、児童分野も併せ持つ「生活福祉相談センター」を設立する。 ・生活福祉相談センターの職員スキルアップのための職員研修を行う。 ・困難事例などをテーマに地域ケア会議を定例化させる。 ・社協の体制強化のため地域福祉コーディネーターの配置に向けた準備・協議を行う。
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや基幹相談支援センターを包含した「生活福祉相談センター」を2014年度に設立したことにより、困りごとの相談といえば「健康福祉課」というイメージが定着している一方、相談しやすい雰囲気づくりや、周知PRを継続して行う必要があるとともに、解決することだけがゴールではなく、傾聴することも相談業務の重要な要素の一つである。 ・「地域福祉コーディネーター」と「社会福祉士」を配置し、相談体制を構築。地域ケア会議も定期的を開催しており、情報共有を図っている。 ・8050問題など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応し、アウトリーチができるように専門職を核としたチームサポート体制による相談体制の構築が求められている。 <p>○悩みや不安について「役場の窓口や職員、社協の窓口や職員」と回答した町民の割合</p> <p>【前回値：7.7%】</p> <p>【今回値：10.8%】</p> 

重点施策	2. 見守り活動の体制整備・強化
行動計画	地域の支え合いマップを作ろう
町の役割 (策定当時)	<ul style="list-style-type: none"> ・民協の協力を得て、要援護者から情報共有するための「同意書」を取り、「要援護者台帳」を作成する。 ・要援護者台帳を各団体と情報共有するための仕組みをつくる。 ・要援護者台帳を各町内会と情報共有するための仕組みをつくる。 ・要援護者台帳の既存システムによる管理・更新を行う。
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、要介護者などの「要援護者」から同意書を取り、台帳を作成。 ・必要に応じて情報共有を図っているが、十分とはいえないため、よりスムーズな連携を実現するため、民協などの既存台帳との統合も含め、継続したデータベースの管理・更新作業が必要。

行動計画	地域の見守りネットワークを作ろう
町の役割 (策定当時)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や民生委員などの見守り活動や相談受入体制の強化を目的として、スキルアップのための支援を行うとともに、関係団体との合同研修会を定期的に行う。 ・民生委員、福祉委員、老人会の見守り団体における情報共有のための合同研修会を行う。
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による見守り体制が充実するよう、スキルアップのための各種研修会を開催。 ・訪問時に悩みごとを発見し、生活福祉相談センターを通じて必要な支援へ繋げることができている。専門職と連携することにより、「見守り」から課題解決につなげることができる体制を整備できている一方、民生委員や福祉委員の活動について認知度が十分ではない課題がある。 ・相談内容の複合化や地域の担い手の確保に課題があり、より地域と行政が連携したチームサポート体制による見守り活動が求められている。 <p>○民生委員・児童委員を「知っている」と回答した町民の割合 【前回値：43.7%】 【今回値：41.4%】</p> 

重点施策	3. 居場所づくり
行動計画	気軽に集える居場所を作ろう
町の役割 (策定当時)	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業（エコープ北野）やサロン立ち上げ講座などを実践しながら、自宅型サロンも定着させる（地域住民主体）。 ・拠点型については、地域と十分意見交換を行い、必要に応じて進めていく（公設民営による展開）。 ・自主財源による運営を基本としながら、サロン立ち上げへの補助を行う。 ・既存のサロン活動への支援
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅型サロンは12箇所が設立（うち1箇所は解散）、拠点型サロンは3箇所（北野、鷹栖、北斗）が設立されたが、高齢者の孤立だけでなく、最近では若い世代の孤立も顕在化している。 ・補助金での支援に加え、必要に応じて運営面においても支援を行っているが、拠点型サロンのモデルとして設置された「あったかす北野サロン」は近年活動が停滞している傾向があり、新たな担い手の確保や取り組みのPRが必要。 ・「働きかけ」応援事業では、社会福祉協議会と共同で対象者の掘り起こしを行った。事業への利用だけでなく、保健師と連携して必要な支援へつなげることが出来た。 ・今後は、「居場所づくり」はもちろんのこと、就労や地域活動など、地域住民が活躍できる「輝ける場所づくり」を進める。 <p>○地域サロン設置数 【今回値：15箇所】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>

重点施策	4. 買い物支援
行動計画	誰もが安心して買い物できる環境を作ろう
町の役割 (策定当時)	<ul style="list-style-type: none"> ・社協への補助を行う。 ・ニーズ調査の実施、集計・分析をする。 ・ニーズ調査を踏まえた送迎・移動販売の関係機関との検討・協議をする。 ・生活福祉相談センターへ連絡のある相談事に対応する。 ・社会福祉士が御用聴きサポーターの訪問に定期的に同行する。
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会へ事業委託を行い、商工会と連携した「宅配サービス」と「買い物ツアー」を実施。 ・訪問時に安否確認や困りごと相談を受けており、必要に応じて生活福祉相談センターへつないでいる。買い物支援から見守り活動にもつながる一方、サポーターの過度な負担にもなっておらず、成功していると評価できる。 ・不定期ではあるが、必要に応じて専門職が利用者宅に訪問し、御用聴きサポーターと連携した見守り活動を実施した。 ・まだまだ買い物に困っている方は潜在的に存在していると思われ、掘り起こしも必要であると同時に、「買い物」だけでなく、生活の移動手段をどうするかという課題も残されている。 <div data-bbox="454 1189 949 1518" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="858 1563 1353 1892" data-label="Image"> </div>

重点施策	5. 権利擁護の推進・充実
行動計画	後見制度の基盤づくり
町の役割 (策定当時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見、成年後見制度の地域住民に対する周知・PRを行う。 ・ 地域住民向けの「成年後見制度の研修会」を開催する。 ・ 見守り活動や相談内容などから、地域に埋もれている後見制度を利用すべき人・世帯の現状把握を行う。 ・ 生活福祉相談センター、社協、事業所向けの「法人後見の研修会」を開催する。 ・ 旭川成年後見支援センターとの連携
評価・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川成年後見支援センターに委託し、地域住民向けの市民後見人養成研修会を実施。9名が受講し、うち4名が市民後見人として登録済。 ・ 認知症の高齢者や障がい者など、成年後見制度の必要性は高まってきているが、市民後見人として受任するケースは極めて少ない。 ・ 市民後見人登録者のモチベーションを維持するためにも、継続した勉強会や研修会の開催が望まれている。 ・ 法人後見については、具体的な取り組みは実施できなかったが、将来的に増加することが予想されている後見制度のニーズに対応するために、どのような体制を構築するのかを継続して検討を進める必要がある。 ・ 全国的に空き家が増加している中で、今後、後見制度のニーズも増加すると想定される。 <div data-bbox="459 1272 970 1574" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="836 1615 1353 1917" data-label="Image"> </div>

第4章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

誰もがつながり、安心、健康で
「幸せ」に暮らせる 『あったかす』なまち

第1期鷹栖町地域福祉計画の前身である「お互い様づくり行動計画」では、

いつまでも住み続けたい町「あったかす」
～助け合い・支え合いによるお互い様の新たな仕組みづくり～

を基本理念に定め、取り組みを進めてきました。お互い様や支え合いといった「つながり」を基本に引き継ぎ、「安心」や「健康」といった要素が大切となります。それぞれの人が感じる『幸せ』を表しているとともに、上位計画である第8次鷹栖町総合振興計画のキャッチフレーズにもつながるという思いが込められています。

※第8次鷹栖町総合振興計画キャッチフレーズ

笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす

2. 基本目標

(1) 誰もがつながり支え合いのできるまち

すべての人が何かしらの場面で人とつながり、支え合うことにより、「幸せ」が感じられるまちを目指します。

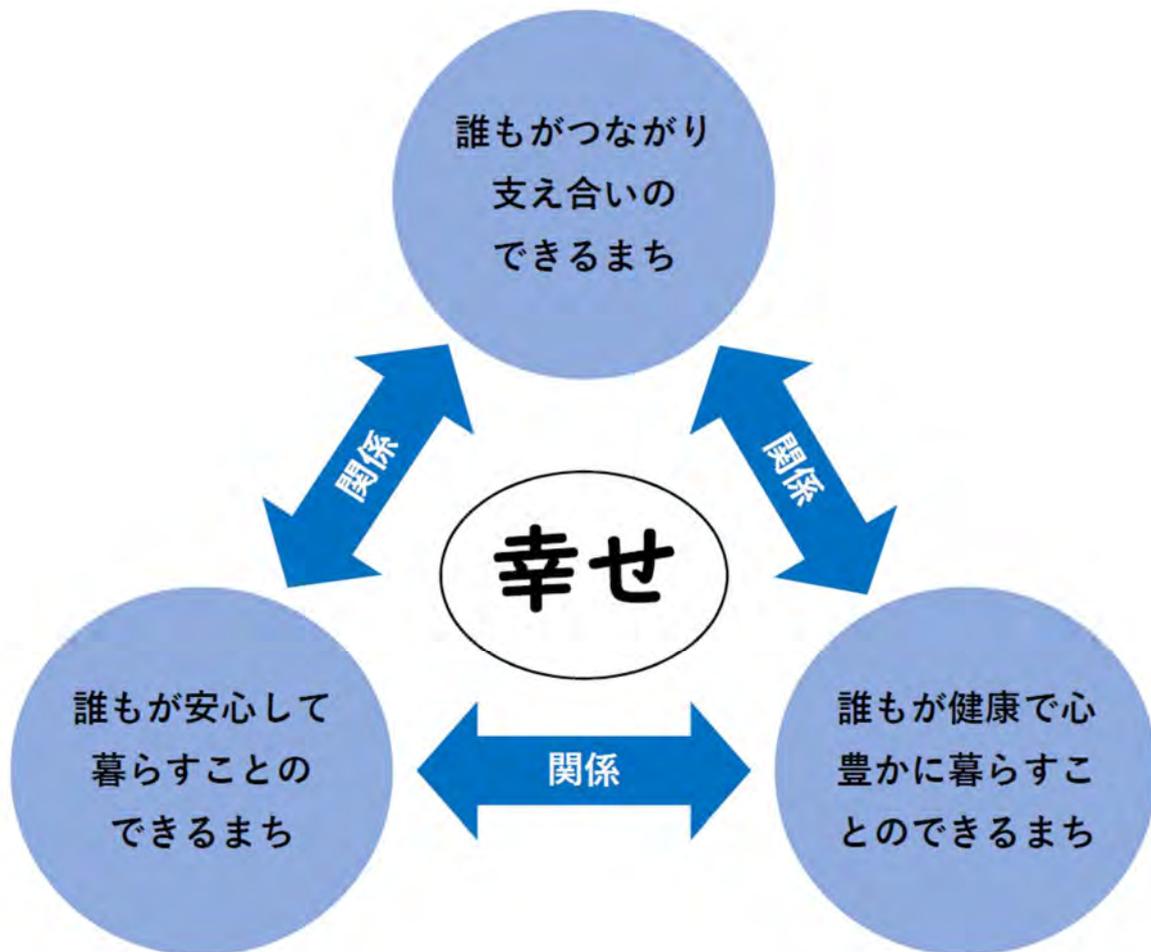
(2) 誰もが安心して暮らすことのできるまち

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、支援を必要とする方も含め、すべての人が安心して生活できるまちを目指します。

(3) 誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち

すべての人が「からだ」も「こころ」も健康で、自らの知識や技能、得意なコトを活かして地域で心豊かに活躍できる「幸せ」なまちを目指します。

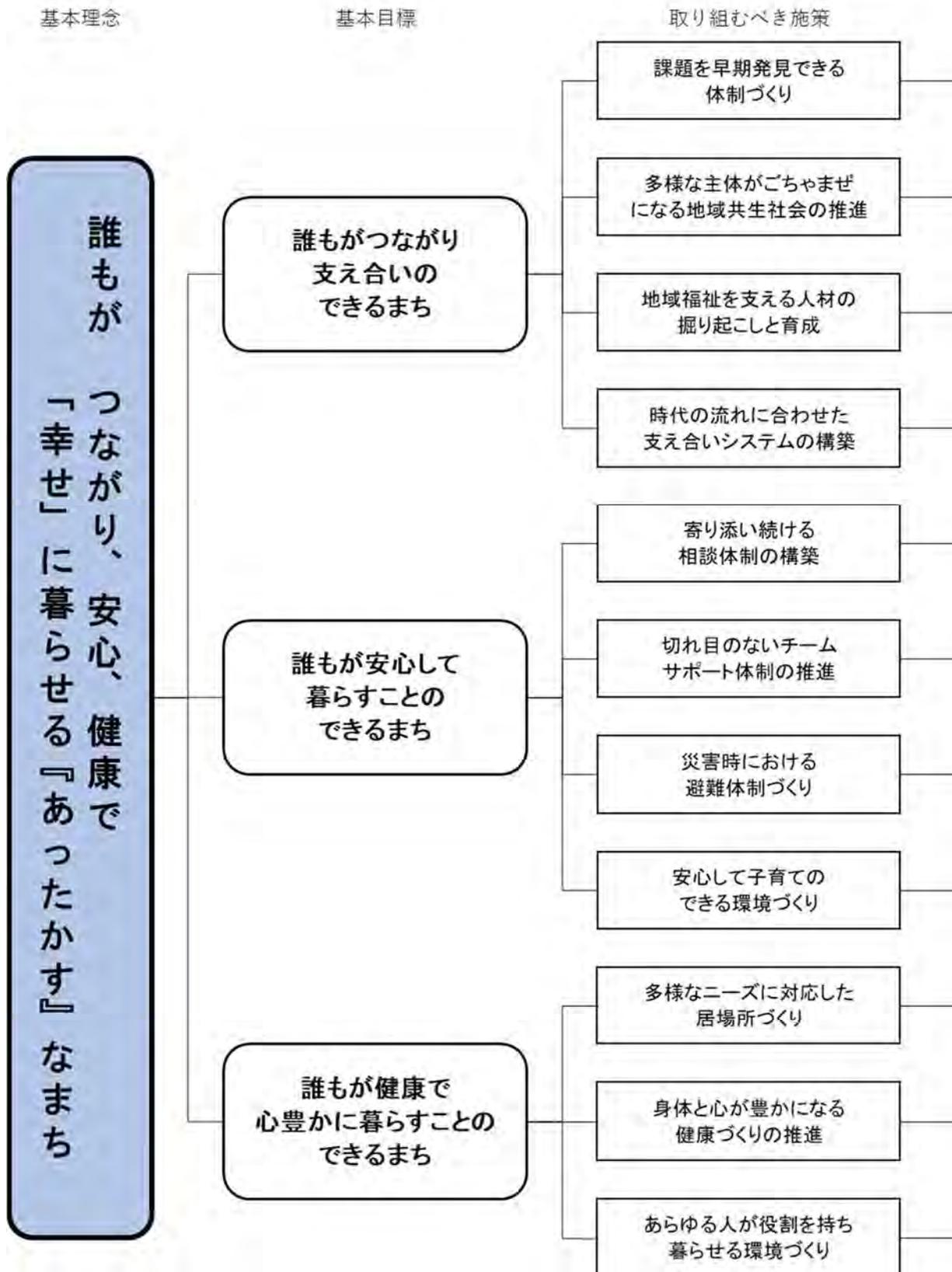
3つの基本目標は、それぞれが相互に関係しています。一つだけでも「幸せ」に感じることができても、3つの要素が相互に関係し合っている生活環境であれば、より「幸せ」に感じることも多いと考えられます。



図：基本理念と基本目標の関係図

第1期鷹栖町地域福祉計画では、3本柱の目標を掲げ、いつまでも住み続けられる「あったかす」なまちづくりを目指します。

3. 計画の体系図 けいかく たいけいず



取り組み方針

- ・関係機関が一体的に取り組む困りごとの掘り起こし
- ・何気ない会話から困りごとを導き出すスキルの醸成
- ・見守り活動など相談窓口以外の場所から課題を発見するアウトリーチの強化

- ・様々な課題を抱えている人たちに対する住民理解の推進
- ・多様な人が自然に社会参加できる地域づくり
- ・支えられる側の人たちが支える側になる仕組みづくり

- ・地域での福祉活動を牽引するリーダーの育成
- ・活動団体同士の交流促進による新たな地域福祉活動の創出

- ・気兼ねなく助け合いができる仕組みの構築
- ・負担感なく持続できる活動の推進
- ・買い物支援など地域住民主体による助け合い活動の推進と伴走支援の強化

- ・専門職を核とした相談体制の確立
- ・権利擁護の充実と関係機関と連携・協力した地域包括ケアシステムの推進
- ・ワンストップ相談窓口の周知PR
- ・分野にこだわらない「丸ごと相談」の実現

- ・困りごとの聞き取りから解決に導くコーディネーターの育成
- ・困りごとを抱える人への協働体制による支援の推進
- ・それぞれの役割で伴走する継続的な支援の推進
- ・切れ目のない支援を実現するための情報共有の充実

- ・要援護者台帳のデータベース整理と有効的な活用
- ・福祉避難所における受け入れ体制の整備
- ・災害発生時における迅速な安否確認体制の整理

- ・地域一体で子育てを応援する仕組みづくり
- ・発達も含めた子どもの困りごとを相談できる環境づくり
- ・子育て世代包括支援センターを核とした情報連携の強化

- ・住民の「やりたい」という思いを叶える環境づくり
- ・多様なニーズに対応した就労マッチングの仕組みづくり
- ・サロンを中心とした集える居場所づくりの推進

- ・運動と健康がリンクした健康づくりの機会創出
- ・データとICTを活用した保健指導の推進
- ・健康無関心層に対する健康意識の醸成
- ・人と人との交流による“こころ”の健康づくり促進

- ・誰もが自分の強みを生かして活躍できる地域の実現
- ・地域の人が活躍するための活動に対する支援の強化

第5章 取り組むべき施策の内容

基本目標1：誰もがつながり支え合いのできるまち

1. 課題を早期発見できる体制づくり

【施策の方向性】

高齢者、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭、子どもなどが抱える様々な困りごとや悩みごとを早期発見することにより、課題の進行を防止するとともに、解決へと導く地域の仕組みづくりを進めていきます。

【現状と課題】

- 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化しており、社会的孤立やダブルケア（介護と育児）、8050問題など人生を通じて複雑化した課題が顕在化しています。
- 社会的に孤立状態にある人の困りごとに早期に気付けるよう、行政や住民、関係機関が連携した体制づくりが重要となっています。
- アンケート調査では、悩みや不安の相談先として73.4%が「家族・親族」、41.2%が「友人・知人」となっている一方で、15.3%が「相談していない」と回答しています。

【取り組み方針】



(1) 関係機関が一体的に取り組む困りごとの掘り起こし

住民が抱える困りごとは色々な場面で顕在化されます。関係機関が連携することにより、各所でされる相談から困りごとを掘り起こす体制づくりを目指します。

(2) 何気ない会話から困りごとを導き出すスキルの醸成

会話の中から困りごとを発見するためには、傾聴はもちろんのこと、そこから導き出す技術も重要となります。普段の会話から本音の困りごとに気付けるよう、セミナーや勉強会を開催して研鑽に努めます。

(3) 見守り活動など相談窓口以外の場所から課題を発見するアウトリーチの強化

相談窓口に来る人だけが困りごとを抱えているとは限りません。地域住民や関係機関とも連携した見守り活動も含めて、より積極的に地域へ出向くことにより、住民との良好な関係性を構築し、その中から課題を発見します。

2. 多様な主体がごちゃまぜになる地域共生社会の推進

【施策の方向性】

地域の中で生活する多様な主体（高齢者、障がい者、子ども、外国人など）が、様々な場面で「ごちゃまぜ」になって関わることにより、誰もが社会参加できる「地域共生社会」の実現を目指していきます。



【現状と課題】

- 労働人口の減少に伴う外国人労働者の雇用拡大や、性的指向・性自認の多様化など、社会を構成する人々やその価値観の多様性が増しています。
- 全国的に核家族化が進行する中で、地縁や血縁といった共同体の機能が脆弱化しており、地域では見守りや相談を受け止める担い手が求められています。
- 買い物支援や中間的就労などの取り組みにおいて、地域住民が支え手となる新たな仕組みが作られました。

【取り組み方針】

(1) 様々な課題を抱えている人々に対する住民理解の推進

障がい者や外国人などが社会の中で抱えている生きづらさを知る機会を設けることにより、住民理解の推進を図ります。

(2) 多様な人が自然に社会参加できる地域づくり

社会的孤立をさせないために、鷹栖町にある様々な資源や福祉サービス等を活用して、障がい、国籍、性別などを超えて、誰もが人と社会とつながり、社会参加できる地域づくりを推進します。

(3) 支えられる側の人々が支える側になる仕組みづくり

「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、支え合いながら暮らしていける地域を目指して、人が持つ強みを活かす仕組みづくりに取り組みます。

3. 地域福祉を支える人材の掘り起こしと育成

【施策の方向性】

地域福祉を支えるためには、地域住民の力が必要不可欠です。社会参加や地域活動を通じて社会貢献に対する意欲や生きがいを感じられるよう、地域福祉を支えてくれる人材を発掘・育成し、活動への参加を促進します。

【現状と課題】

- 現在、地域福祉の活動を支えている地域住民は一部に限られています。アンケート調査では、地域活動をしたことがない人の49.5%が「地域活動に関心がある」と回答しています。
- 住民座談会において、今の地域に住み続けるためには「人と人とのつながり」が最も重要であり、その地域活動を牽引するリーダーの存在を求める意見が出されました。
- 住民座談会の中では、地域コミュニティの希薄化による町内会活動の衰退を懸念する意見が多く出されました。アンケート調査では、全体の72.3%が「隣近所に限らず町内で親しくお付き合いをしている人がいる」と回答しています。

【取り組み方針】

(1) 地域での福祉活動を牽引するリーダーの育成

地域福祉に関連した各種行事や講演会などを通じて普及・啓発を行い、住民の地域福祉に対する意識向上を図ります。

(2) 地域団体同士の交流促進による新たな地域福祉活動の創出

各地域で積極的に活動している団体同士が、地域の枠を超え交流を深めることにより、新たな地域福祉活動を創出するとともに、団体同士の連携を深め、地域福祉活動の推進を図ります。



4. 時代の流れに合わせた支え合いシステムの構築

【施策の方向性】

2014年度に策定した「お互い様づくり行動計画」の中において、地域住民が主体となった居場所づくりや見守り活動が充実し、支え合いの基盤が構築されました。この支え合い活動を継続しながらも、時代の流れに合わせた柔軟な仕組みづくりを目指します。

【現状と課題】

- アンケート調査では、必要としている人への手助けについて、43.6%が「できる範囲で手助けしたい」と回答しており、その中でも、安否確認や話し相手、ゴミ出し、電球交換などの軽微な作業について7割以上が肯定的な意識を持っていました。
- 住民座談会の中では、近所付き合いが希薄になっていることに伴い、支え合いの形態も変化しており、お互いが気兼ねせずに支え合いができるシステムの構築が望まれています。
- 住民同士で支え合うためには、人間関係の構築が大前提として存在するため、住民同士の交流やその機会を作る必要があります。

【取り組み方針】

(1) 気兼ねなく助け合いができる仕組みの構築

好意による無償の助け合い活動は時として、支えられる側は申し訳なさを感じたり、気兼ねしてしまうことがあるため、一定の報酬を支払うなど、それぞれのニーズに対応した助け合い活動の構築を目指します。

(2) 負担感なく持続できる活動の推進

無理のない支え合い活動を持続するために、行政、福祉団体、民間事業者、住民が役割を分担するとともに、活動する本人が楽しみながら活動ができるように支援します。

(3) 買い物支援など地域住民主体による助け合い活動の推進と伴走支援の強化

地域住民が主体となった助け合い活動に対して、財政的支援も含めた活動促進を図るとともに、住民と一緒に活動を展開することを目的に、伴走支援を強化します。

基本目標2：誰もが安心して暮らすことのできるまち

1. 寄り添い続ける相談体制の構築

【施策の方向性】

時代の流れとともに、より複雑化・複合化する様々な困りごとや悩みごとを、分野を問わずワンストップで受け止める、丸ごと相談窓口として「生活福祉相談センター」の機能強化を図ります。

【現状と課題】

- 地域包括支援センターや基幹相談支援センターを包含した「生活福祉相談センター」を2014年度に設置。専門職（社会福祉士）を配置した相談体制を構築し、困ったことがあればまずは健康福祉課というイメージが形成されつつあります。
- アンケート調査では生活福祉相談センターの認知度に関して、58.3%が「知らない」と回答しており、周知PRが不足していると考えられます。
- 住民座談会では、8050問題やダブルケアのような複合的ニーズや個人のライフスタイルの変化に柔軟に対応し、解決できなくても「寄り添い続ける相談体制」の構築を求める意見が出されました。



【取り組み方針】

(1) 専門職を核とした相談体制の確立

生活福祉相談センターにおいて、社会福祉士や保健師などの専門職が核となり、社会福祉協議会など関係機関と密に連携した相談体制の確立を目指します。

(2) 権利擁護の充実と関係機関と連携・協力した地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、各コーディネーターや保健師などを中心とした、地域包括ケアシステムの推進を継続します。

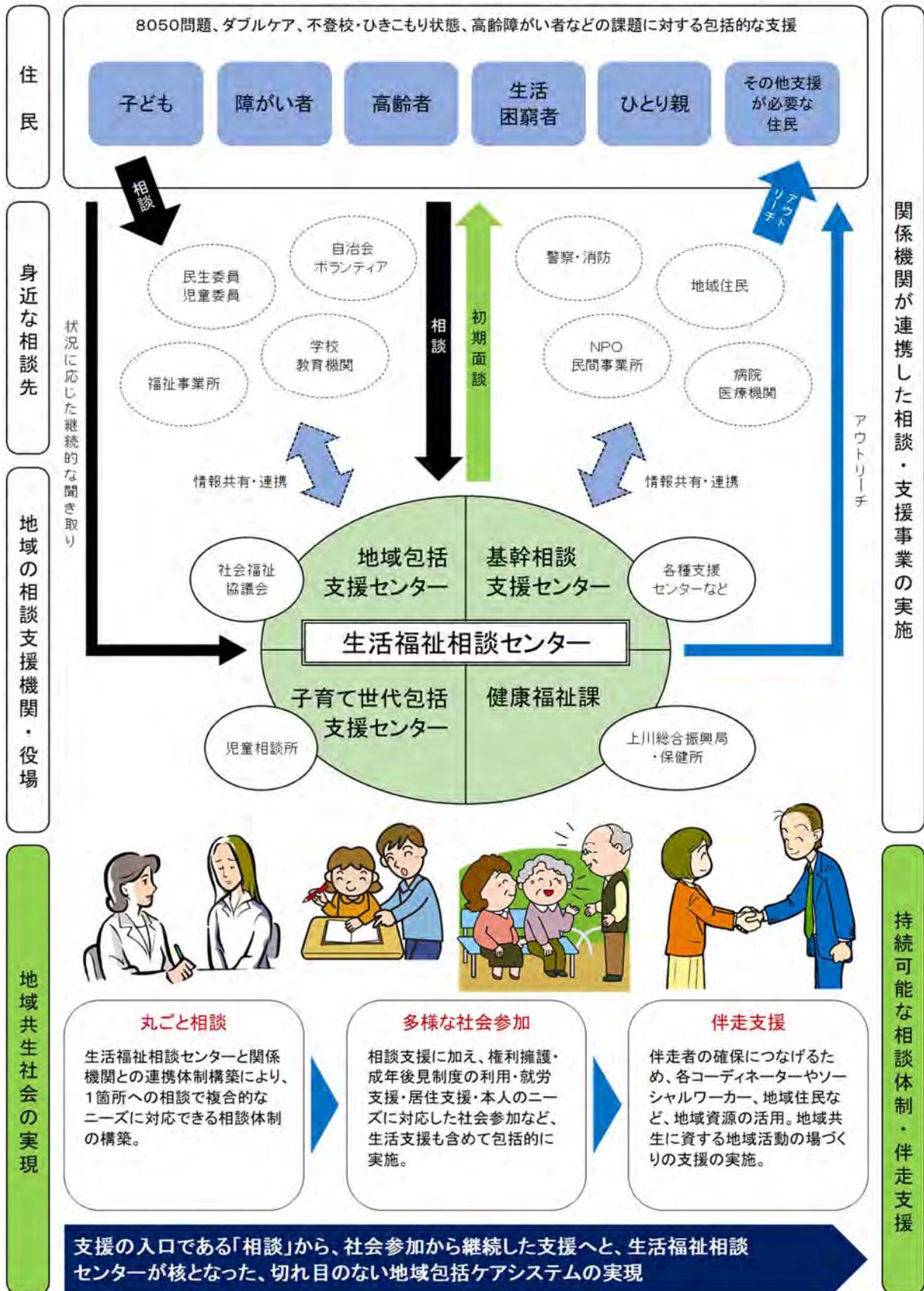
(3) ワンストップ相談窓口の周知PR

あらゆる相談を受け止める、生活福祉相談センターの存在が全ての住民に周知されるよう、各種媒体を活用して周知PRに努めます。

(4) 分野にこだわらない「丸ごと相談」の実現

福祉に関係のない相談でも、生活福祉相談センターが丸ごと受け止め、関係機関や関係部署につなぐ機能強化を目指します。

鷹栖町が目指す 複合的ニーズに対応した相談支援体制



地域包括ケアシステムの姿



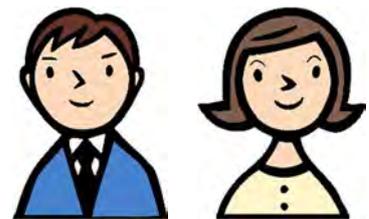
2. 切れ目のないチームサポート体制の推進

【施策の方向性】

生活福祉相談センターが核となり、行政や関係機関、地域住民がワンチームとなり、妊娠期から高齢期まで、年代や制度を超えた切れ目のない支援体制を目指します。

【現状と課題】

- 担当する部局や制度の縦割りにより、年齢や分類などで支援が分断されてしまうケースが散見されています。
- お互い様づくり行動計画に基づいた取り組みにより、行政・関係機関・地域住民等がそれぞれの強みを活かし、役割をもって連携した支援の基盤が構築されました。
- 住民座談会では、相談先が困りごとを解決してくれなくとも、関係機関につなぐなど解決に導くコーディネートをしてくれる人材が地区にいてほしいという意見が多く出されました。



【取り組み方針】

(1) 困りごとの聞き取りから解決に導くコーディネーターの育成

行政や社会福祉協議会はもちろんのこと、各地域の困りごとを聞き取り、解決に向けて関係機関へつなぐなど、コーディネートできる人材育成に取り組めます。

(2) 困りごとを抱える人への協働体制による支援の推進

どこか一つの機関が単独で支援をするのではなく、関係している人すべてが力を合わせて支援に取り組める協働体制の構築を目指します。

(3) それぞれの役割で伴走する継続的な支援の推進

地域住民、行政、関係機関がそれぞれ出来る支援を組み合わせながら、支えられる側の多様なニーズに対応できる支援を推進します。

(4) 切れ目のない支援を実現するための情報共有の充実

年齢や制度により、支援が分断されてしまわないように、切れ目のない支援の実現に向けて、より効果的な情報共有の方法を検討していきます。

3. 災害時における避難体制づくり

【施策の方向性】

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるために、行政、関係機関、地域住民が連携した体制構築を目指すとともに、一般避難者と同じ空間では避難生活が困難な要配慮者が、安心して避難できる福祉避難所の整備に取り組みます。

【現状と課題】

- アンケート調査では「災害が生じた際の生活」について、34.3%が悩みや不安を感じており、「災害時における避難支援体制」についても、36.8%が取り組むべき重要な施策と回答しています。
- 平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電（ブラックアウト）時には迅速な安否確認に努めましたが、要支援者名簿の整理や関係団体との連携が不十分だったため、十分な安否確認が取れない場面がありました。
- 令和2年3月現在、「サンホールはびねす」が福祉避難所として指定されていますが、要配慮者が安心して避難生活を送れるような体制が整っていません。



【取り組み方針】

(1) 要支援者名簿のデータベース整理と有効的な活用

定期的かつ、継続して要支援者名簿のデータベース整理を行うとともに、平時においても町内会や関係機関などに情報を提供することで、見守り活動などへも有効活用していきます。

(2) 福祉避難所における受け入れ体制の整備

災害時において、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、人員や物資の確保も含めた福祉避難所のあり方を検討し、整備を進めます。

(3) 災害発生時における迅速な安否確認体制の整理

要支援者名簿の情報を元に、災害発生時に短時間で迅速に安否確認ができるよう、行政や関係機関の連携を密にするとともに、継続した防災訓練等を行い、有事に備えます。

4. 安心して子育てのできる環境づくり

【施策の方向性】

子育て世代包括支援センターが核となり、地域が一体となって子どもを温かい目で見守り、育む環境を確保するとともに、支援が必要な子どもや家庭に対して、教育機関や関係機関と連携した、切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築を目指します。

【現状と課題】

- 困り感のある子どもや様々な課題を抱えている家庭は増加傾向にあり、子どもの早期療育や家庭環境に対する更なる支援が必要となっています。
- 教育機関や関係機関と連携して、妊娠期から子育て期（18歳）まで切れ目のない支援や相談体制を構築することが重要となっています。
- 近年の社会情勢を見ると、出産後の早い時期から仕事に復帰したい希望を持つ母親やそれを求める企業が増加しています。



【取り組み方針】

(1) 地域一体で子育てを応援する仕組みづくり

多様な保育ニーズに対応できる保育園などの体制整備はもちろんのこと、地域住民が日常の中で子どもを見守り、育むことで共働き家庭が安心して子育てのできる地域づくりを推進します。

(2) 発達も含めた子どもの困りごとを相談できる環境づくり

保健師などの専門職が、子育て世代包括支援センターにおいて、ワンストップの相談窓口となることで、子育てに関する様々な相談を「丸ごと」受け止める環境づくりを進めます。

(3) 子育て世代包括支援センターを核とした情報連携の強化

児童虐待防止や家庭で抱える課題解決のため、保育園、幼稚園、学校等との情報連携をこれまで以上に強化し、必要なときに迅速に対応できる支援体制を目指します。

基本目標3：誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまち

1. 多様なニーズに対応した居場所づくり

【施策の方向性】

地域住民が気軽に集まり、多世代が交流できる居場所づくりが必要です。多様な人のニーズに個別に対応した居場所、また、それぞれが役割を持ち、輝くことのできる居場所づくりを進めます。

【現状と課題】

- お互い様づくり行動計画に基づいて、自宅型サロンが11箇所（うち1箇所は解散）、拠点型サロンは3箇所（北野、鷹栖、北斗）が設立され、地域住民が気軽に集う場所として機能している一方で、既存のサロンだけでは充足しきれない新たな課題が出てきています。
- 私たちを取り巻く社会情勢が激しく変化する中で、様々な要因で引きこもりがちになってしまい、社会的孤立状態にいる方が顕在化しています。
- 人口減少と高齢化による地域の衰退が懸念されていますが、高齢者の中には自身の体力や余暇に合わせて働き続けること、地域のために活動することを希望している人もいます。



【取り組み方針】

(1) 住民の「やりたい」という思いを叶える環境づくり

地域づくりを推進するためには地域住民の力が必要です。持続した地域づくりを行うためには、住民自らの「やりたい」という思いが重要となり、その思いを叶えられる環境を目指します。

(2) 多様なニーズに対応した就労マッチングの仕組みづくり

核家族化や社会情勢の変化により、働き方のニーズは多様化しています。個々のライフスタイルに合わせた働き方に対応できるよう、町内における仕事の切り出しや、人材を求めている事業所とのマッチングできる仕組みづくりを進めます。

(3) サロンを中心とした集える居場所づくりの推進

住民が気軽に集えることのできる現在のサロンを中心とした活動の推進を継続するとともに、中高生や引きこもりがちの方など、特定のテーマに特化した居場所づくりも進めます。

2. 身体と心が豊かになる健康づくりの推進

【施策の方向性】

人間が「幸せ」に人生を過ごすためには、身体と心が健康であることが大前提であることから、「自らの健康は自らの手で守る！」を合言葉に運動の習慣化や人との交流による“こころ”の健康づくりを推進します。

【現状と課題】

- 国立長寿医療研究センターの研究によると、配偶者がいる、友人との交流がある、地域のグループ活動に参加しているなど、社会と多様なつながりがあるほど認知症の発症リスクが低下する結果が出ています。
- 鷹栖町では全国と比較して、BMI、腹囲の有所見者が多い傾向にあり内臓脂肪の蓄積によるものであることが推察され、糖尿病等の生活習慣病や脳血管疾患などの発症リスクが高くなる傾向が見られます。
- 国民健康保険被保険者のうち、55.3%が特定健康診査を受診し、健診・医療ともに未受診の割合は約17%ですが、働き世代である40～64歳の受診率は47.2%と低めであり、健診・医療ともに未受診の割合は約25%と高く、健康に対する意識が希薄となっていると推測されます。

【取り組み方針】

(1) 運動と健康がリンクした健康づくりの機会創出

身体的機能を維持し、生活習慣病を予防するために、魅力がある運動機会の創出が必要です。「運動」や「食」が身体に与える影響について見える化を図り、健康づくりに対する周知啓発を推進します。

(2) データとICTを活用した保健指導の推進

住民の健康に関するデータを一元管理するとともに、ICTを活用し、データ分析や情報の見える化を図り、根拠に基づいた効果的な保健指導の実施を目指します。

(3) 健康無関心層に対する健康意識の醸成

若年期からの健康に対する意識付けを行うために、健康づくりのために健診受診や運動することが、自分にとってメリットがあることだと感じられるようなきっかけ作りに取り組みます。

(4) 人と人との交流による“こころ”の健康づくり促進

サロンや趣味・サークル活動、地域活動の中で人と交流し、社会参加することにより認知症予防や孤立予防につながることから、個人のニーズに合わせた社会参加の促進を図ります。

3. あらゆる人が役割を持ち暮らせる環境づくり

【施策の方向性】

鷹栖町に住むすべての人が、役割を持ち、生きがいを感じながら暮らし続けることができるよう、多様な主体が活躍できる地域づくりを目指します。

【現状と課題】

- お互い様づくり行動計画に基づく取り組みの中で、社会福祉協議会が主体となり、それぞれの強みを活かしたサポーター制度が創設され、地域住民の身近な支え手として活躍できる仕組みが構築されました。
- 人生100年時代の中で、高齢になっても社会的役割をもっていきいきと活躍できる環境が求められていますが、希望する環境やきっかけが少ないため、その能力を存分に発揮できていない人が地域に埋もれています。
- アンケート調査では、今まで地域活動をしたことがないと回答した人のうち、地域活動に関心があるが活動していない理由を聞いたところ、42.3%が「きっかけがない」と回答しています。

【取り組み方針】

(1) 誰もが自分の強みを生かして活躍できる地域の実現

人はそれぞれ得意なことを持っており、その「強み」を最大限に活用できるよう、あらゆる地域資源をつなげ、または創出し、あらゆる人が活躍できる地域の実現を目指します。

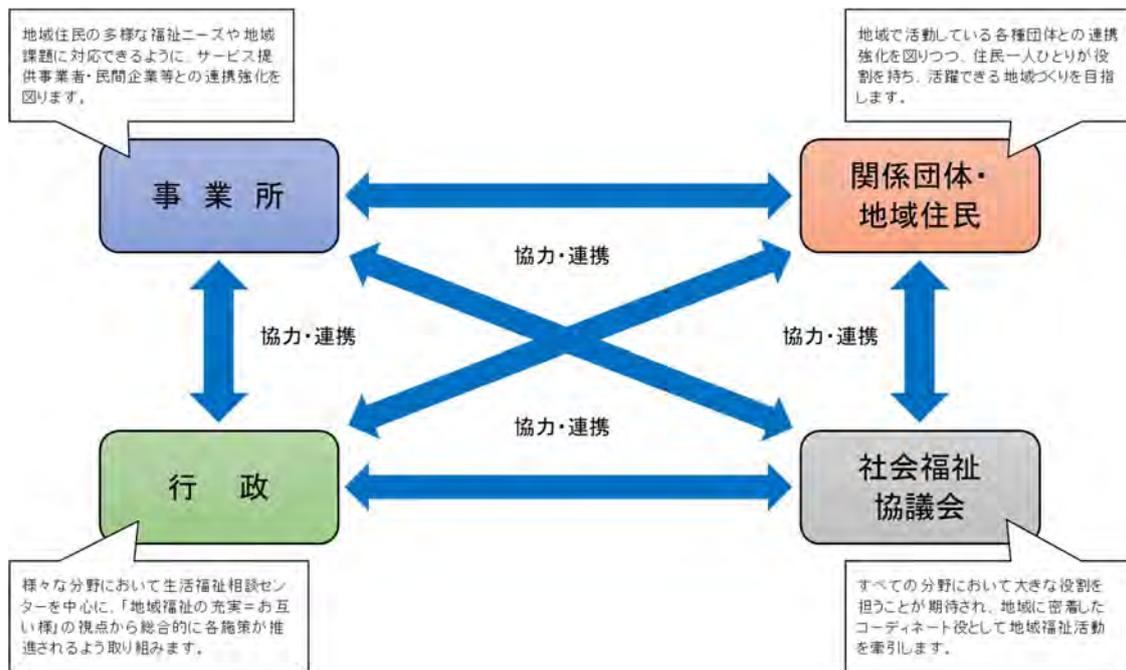
(2) 地域の人が活躍するための活動に対する支援の強化

鷹栖町に住むひとが自身の強みを活かして活躍するために、ひととひと、ひとと場所のつながり役、きっかけ作り役である社会福祉協議会や地域づくりを担う団体等への支援を強化します。

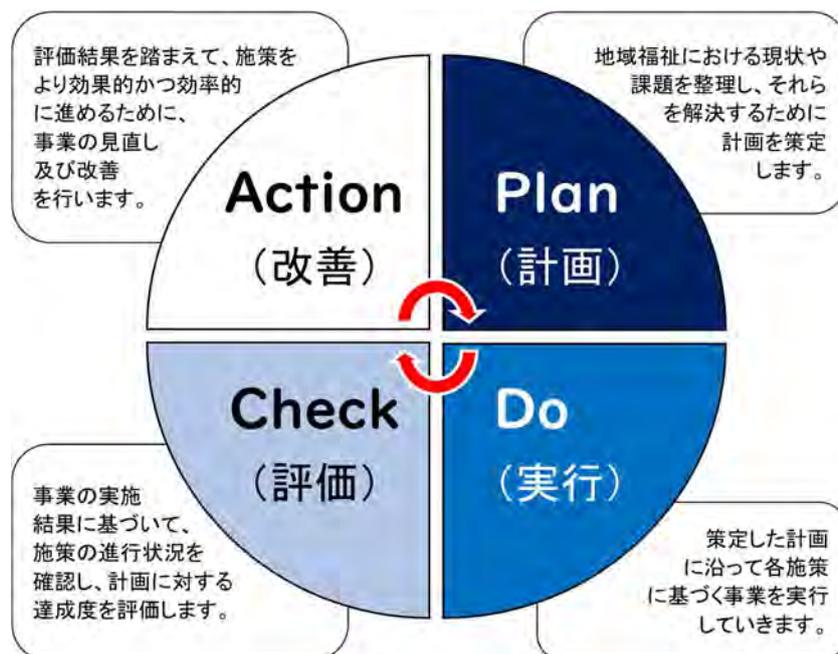


第6章 計画の推進

本計画を推進するためには、地域住民、関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政が連携・協働することが重要となります。



また、本計画ではP D C Aサイクルの手法を活用して、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実施することで、地域福祉における課題解決を図ります。



資料

【資料1】第1期地域福祉計画検討会 委員名簿

No.	区分	氏名	所属等
1	委員長	円山 慈子	認定子ども園 たかす円山幼稚園
2	副委員長	石山 和則	社会福祉法人 鷹栖共生会
3	委員	谷 和仁	社会福祉法人 さつき会
4	委員	高木 陽出	合同会社 たかぎ発達支援室
5	委員	浅井 真一郎	医療法人社団 浅井医院
6	委員	藤原 卓	社会福祉法人 鷹栖町社会福祉協議会
7	オブザーバー	畑 亮輔	北星学園大学 准教授
8	事務局	鷺下 正彦	事務局長（健康福祉課長）
9	事務局	加藤 進冴	（健康福祉課地域福祉係長）
10	事務局	西間 晃宏	（健康福祉課地域福祉係主査）
11	事務局	高 晃平	（健康福祉課地域福祉係主事）
12	事務局	畠山 由美	（健康福祉課保健師長）
13	事務局	遠藤 吉則	（健康福祉課子育て支援係長）
14	事務局	加藤 景子	（健康福祉課健康長寿係長）

【資料2】地域福祉計画検討会設置規則

（設置）

第1条 第1期地域福祉計画の策定に当たり、町民の意見を聴取し、検討するため、地域福祉計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次の事務を行う。

- （1）地域福祉計画の策定に関する事項
- （2）アンケート調査に関する事項
- （3）住民座談会に関する事項
- （4）その他地域福祉計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員7名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉、子育て、医療の関係者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、必要に応じて事務局が召集し、会長が議長となる。

- 2 検討会は、必要に応じて広く町民から意見を聞くことができる。
- 3 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、検討会の案件に関し、専門家をオブザーバー及び実践者をアドバイザーとして招くことができる。
- 5 会長は、必要があると認められるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員、オブザーバー、アドバイザー及び委員長が出席を求めた者は、検討会を通じて知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

(謝礼)

第8条 委員への謝礼は、1日当たり2,000円とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、健康福祉課地域福祉係において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

【資料3】第1期地域福祉計画検討会 開催実績

開催日	内容
<p>【第1回】 2019（令和元）年 9月11日（水） 19:00～21:00</p>	<p>委嘱状交付 委員自己紹介 委員長及び副委員長の選任 事務局説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉計画の策定について 2. 検討会設置規則 3. 第1期計画の評価まとめ 4. 関連計画の理念・目標について 5. 地域福祉実践計画策定委員会の報告 <p>【協議】誰もが安心して住み続けられる健康と福祉のまちづくりを目指して</p>
<p>【第2回】 2020（令和2）年 1月16日（木） 19:00～21:00</p>	<p>事務局説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回議事録について 2. 住民座談会「しゃべろう会」の報告 3. 第8次鷹栖町総合振興計画について 4. 鷹栖町の現状について（基礎データ） <p>【協議】第1期地域福祉計画の基本理念と基本目標について</p>
<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、第3回以降の検討会は中止し、書面等により計画書の内容について検討を重ね、第1期鷹栖町地域福祉計画（素案）を作成しました。</p>	

【資料4】パブリックコメントの実施結果

1. 実施概要

- (1) 意見等を募集した事項
第1期鷹栖町地域福祉計画（素案）
- (2) 意見の提出方法
任意の用紙により、郵送、FAX、持参、メールのいずれかにて提出
- (3) 実施場所
各地区住民センター（5箇所）、あったかす北野サロン、サンホールはびねす、鷹栖町ホームページ
- (4) 実施期間
2020年（令和2年）3月9日（月）から3月19日（木）

2. 意見提出の状況

パブリックコメントに対する意見はありませんでした。



第Ⅰ期

鷹栖町地域福祉計画

2020年度（令和2年度）～2020年度（令和6年度）

【2020年（令和2年）3月発行】

発行：鷹栖町健康福祉課地域福祉係

〒071-1292 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

TEL：0166-87-2111

FAX：0166-87-2226

E-mail：hukusi@town.takasu.lg.jp
